

金光教と天理教に見る白川家と吉田家の許状とその影響

幕末に活動を始めた金光教祖赤沢文治と天理教祖中山みきは信者が増えるにつれて、自分たちの競争相手のように見なす修験者など他の宗教者から問答をしかけられるといった妨害活動が生じてきます。そこで問題になるのは、文治やみきが宗教活動を行える許可を取っているかどうかということでした。江戸時代においては、神主などのような活動をするには公家の吉田家や白川家の許可が必要だったのです。

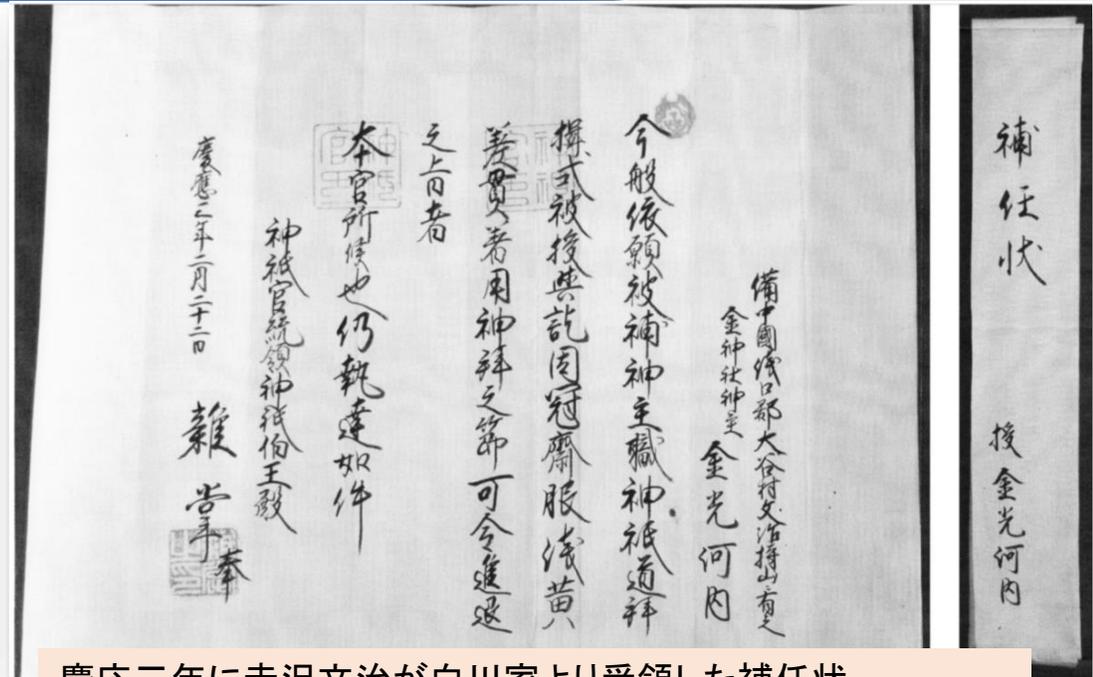
そこで便宜上、文治は白川家に入門して資格を得ます。みきは吉田家からみきの子供であるこかん、秀司の名前で資格を得ます。

ところが明治になるとこの資格は無効になります。文治は明治3年頃からその活動に対して県庁などからの指導があり、6年には戸長から神前の物の撤去を命じられます。

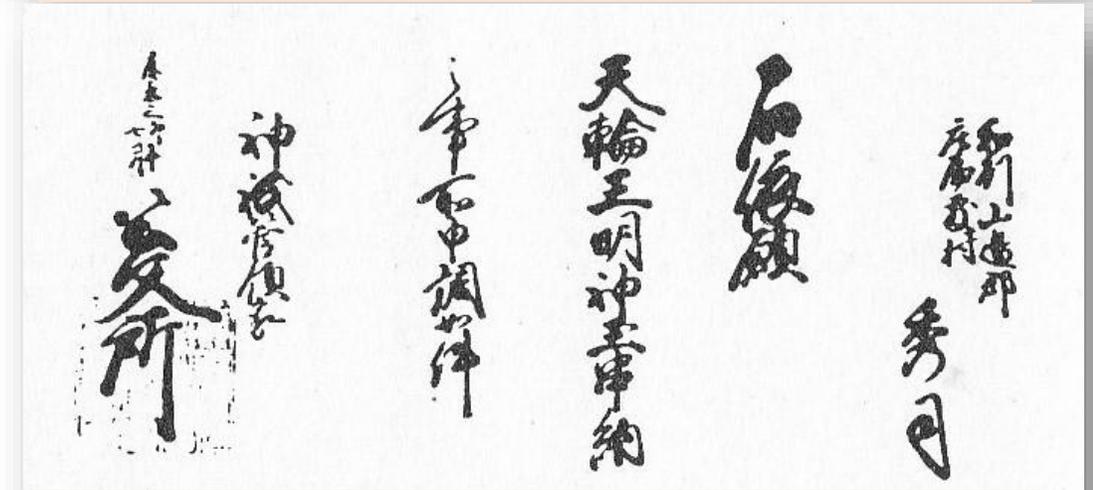
これに対して、みきの場合は明治6年末まで平穏に推移していきます。ところがこの平穏であることにみき自身から活動を起し明治7年末には官憲の手によって神道祭具を撤去させる事態になります。

文治の場合は時代の流れに沿った動きになっているのですが、みきの場合は少しその動きが複雑です。

なぜこのようになっていったのか、二つの事例を比較してみましょう。



慶応三年に赤沢文治が白川家より受領した補任状



慶応三年に中山みきの息子秀司が吉田家より受領した裁許状

幕末における金光教(白川家)・天理教(吉田家)の公認活動と維新後の動き

この表の各項目について資料をもとに説明していきます。

年代	金光教	天理教
1665(寛文5)	7月、「諸社禰宜神主法度」を發布。第三条により、無位の社人の装束許可権が吉田家に与えられた。	
1674(延宝2)	8月、「伝奏なき杜家も吉田執奏に及ぶべからず」との「覚」により、執奏(朝廷と神社の取次ぎ)は吉田家に限定されないことが幕府によって命じられた。	
1862(文久2)	修験者、庄屋を訪れ、教祖の布教禁止を申し入れる。五流尊滝院補任状を取得、その後金銭を強要され拒絶したため許状を持ち去られる。信者松本與次右衛門、吉田家の許状取得のため京都へ行く。	
1863(文久3)		みき、安堵村でおたすけ、以後そこに多数の者が参集。
1864(元治元)	赤沢文治、白川家に初入門、神拝式許状、広前建設の許しを受ける。	4月、山伏、みきに代わって吉田家の裁許状(こかん名義一贖物?)を取得。 9月、つとめ場所普請始まる。年末に竣工。 10月(慶応元年?)、第1次大和神社事件(鳴物を鳴らし、数日留置かれる)起こる。
1865(慶応元)	斎藤重右衛門、高橋富枝、白川家から神拝式許状を受ける。	こかん名義裁許状、村屋神社(神主、守屋筑前一大和国神道総取締役)に渡る(時期不明-1981年に村屋神社に存在し、その後天理教教会本部史料集成部で保管、未公表)。
1866(慶応2)	文治、白川家から「河内」の称を受ける。	
1867(慶応3)	2月、浅井藩庁より添書を受け、白川家に願出、金神社神主に補任される。	7月、中山秀司、領主の添書を得て吉田家より裁許状取得。
1868(慶応4.明治元)	3月、新政府、祭政一致、神祇官再興を布告、全国の神社神職は神祇官の付属となり、それに伴い、吉田家、白川家などの執奏家の役割が終わる。	
1868(慶応4.明治元)		秀司、「中臣祓詞」を「皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始テ」の言葉のあるものに替える。
1869(明治2)	氏神社その他の神事譲渡依頼を隣村の神主に譲る。(神主就任拒否)	『おふでさき』1, 2号執筆、「やしきのそうじ」を急き込む。
1870(明治3)	9月、浅井藩庁より出社神号さしとめの指令を受ける。	秀司娘、お秀3月15日死亡、神葬祭。
1871(明治4)	10月、浅井県庁から、「神職ヲ廃セラレ候。但、神勤ノ儀ハ是迄ノ通タルベシ」との通達を受ける。	
1872(明治5)	11月、小田県庁から、神職の勤務をやめることを命じられる。	
1873(明治6)	2月、戸長より神前の物の撤去を命じられる。 4月、「天地書付」の様式定まる。	11月、つとめ場所にて、「三条教則説教」が石上神宮神職によって行われた。11月、 『おふでさき』3号執筆、「三条教則」と「教祖の話」の区別を問う。3-148
1874(明治7)		『おふでさき』4~6号執筆。陰暦10月(異説あり)、大和神社事件起こる(祭神を問う)。2 12月 中教院 中山屋敷にあった神道式祭具を撤去

江戸時代における吉田家と白川家の動き

吉田家と白川家の由来

江戸時代に吉田家と白川家が神社の神職などにその資格を与える事が出来たのは古代の律令制での神祇官という制度に由来します。神祇官は朝廷の祭祀を司る官であり、諸国の官社を総轄しました。長官は神祇伯。平安時代初期までは律令制の原則が守られたため、伯の職も独占ではなかったのですが、のちに花山源氏白川家が神祇官の長である神祇伯に代々就任するようになりました。神祇伯になったものは実際は臣下でも王を称したので、白川伯王家などともいわれます。

吉田家は神祇官の下級技術吏部に出自を持ち、神祇大副(神祇官次官)を最高位とする公家で、吉田神社の神主でした。15世紀の後期に吉田家の当主になった吉田兼俱は「唯一神道」と呼ばれる吉田神道を作りました。兼俱は、「神祇大副」の他に神祇伯と対等の席を占める「神祇管領長上」という肩書を持ち、吉田家は幕末まで神道界に大きな勢力を誇りました。

両家の権威の前提になる江戸時代の法令

ここではまず、吉田家と白川家が神職等の獲得合戦を始める前提となる江戸時代の法令を確認しておきます。江戸時代初期には神職の資格を与える権威は各地の大社や吉田家、伊勢神宮、修験道の本山など複数が存在しました。これでは統一政権である江戸幕府にとっては神社、神職の把握などが一元的にできないという問題がありました。そこで、寛文五(1665)年に「諸社禰宜神主法度」という法律を制定しました。これは由緒のある大きな神社などは別にして、それ以外の神職は吉田家から資格などを受けると決めたものです。ところが、別扱いにならなかった大社などから苦情が出てきます。そこで幕府は延宝二(1674)年に法令を一部修正し、「伝奏無き社家も吉田執奏に及ぶべからず」としました。「及ぶべからず」ということで、必ずしも吉田家には限定されない、他の公家であってもよいと条件を緩和しました。

ここで出てくるのが白川家です。吉田家の権威は神祇官の次官である「神祇権大副」であり神祇伯と対等の席を占める「神祇管領長上」という肩書があるからです。とすれば、神祇官長官である「神祇伯」を世襲する同家は吉田家と同等かあるいは上位にあるわけで、吉田家と同様に神職等の資格を与えることが出来ることとなります。

吉田家に対抗する白川家

白川家の配下獲得の方法

ここから吉田家と白川家の配下獲得競争が始まります。後発である白川家は吉田家がすでに地盤を固めている中で挑んでいくわけですから、吉田家と同じことをしていたのでは競争になりません。そこで新しい試みを始めます。まず、幕府、領主の許可を得て、畿内(近畿地方)を巡回して神職の所属がどこになっているかを調べ、未所属など白川家に入る可能性のあるものを勧誘していきました。また、村で百姓としての生計が立たず都市に出て来て宗教者まがいの活動で生活の糧を得る「神道者」と呼ばれる人々をも配下に入れていきました。

それに対して吉田家は慶応3年に到っても「吉田家には遠路の人でも留めおいて、礼拝、諸礼のこと、二十日三十日かかりても教えると申し」(「金光大神御覚書」『金光教教典』P41)といった原則を崩しませんでした。それが原因で「此方(白川家)には人を留めて入用させません」という白川家から赤沢文治(金光教教祖)は代理人が京都へ行って補任状を取得し、天理教は大和国神道総取締役である守屋筑前守が仲介し、中山みきの息子秀司が京都に行き秀司名義の裁許状を手に入れることになりました。

神職の所属が複数で統一を欠く江戸時代前期

江戸時代の前期には、神職の地位を保障し得る権威が複数並立していた。すなわち、所在地域を基盤とする各地の大社、全国区の性格を有し勢力を広げる吉田家・伊勢神宮、それに加えて、修験道の本山に所属する神職まである有様だった。神職の世界は中心的な統一軸を欠く、群雄割拠さながらの様相を呈していた。

統一政権たる江戸幕府にとって、このような状態は好ましいものではなかった。寛文三(1663)年の水戸藩の調査によれば、同藩領の中で所属が判明する神職九十九名のうち、吉田家の配下七十四名、伊勢神宮の配下七名、領内の神社の配下五名、山伏の配下六名、無所属七名だった。こんな状態では、神職の把握や、彼らに対する法令の通達などが、一元的になしえない。統一政権としては、頭の痛いところだ。(『吉田神道の四百年』P111. 井上智勝. 2013. 講談社)

諸社禰宜神主法度 これまでに伝奏(※朝廷への取次をする役職)を持たなかった神社・神職の執奏(※取次ぎ)を、公家の吉田家が勤めることを志向した。吉田家は、戦国・織豊期の当主である兼右・兼見の頃から積極的に地方の神社・神職に働きかけて関係を結んできた。そのことは、江戸幕府の意向とも反するものではなかった。もっとも幕府の意向を形成するのに、吉田家の別家である萩原兼従(吉田兼治二男)から吉田神道の奥義を伝授された弟子の吉川惟足が働きかけを行っていた。吉川惟足は、家綱政権を支える保科正之や稲葉正則らに、吉田家が諸社の執奏を行なえるよう周旋した。幕府は寛文五(一六六五)年七月十一日付で「諸社禰宜神主法度」(『神社条目』)を發布し、八~九月の間に朱印状の交付に登城した三三六神社の輩にこれを読み上げて命じた。十二月十二日には吉田兼連と後見役の萩原員従が登城して同法度を渡された。/ 「諸社禰宜神主法度」五カ条のうち第一条では、諸社の禰宜・神主などは専ら神祇道を学び、神体を崇敬し、神事祭礼を勤めること、を命じた上で、第二条・第三条で、吉田家による諸国社人執奏に関わって、社家が位階を受ける場合、朝廷に執奏する公家(神社伝奏)が前々よりある場合はこれまで通りとする(第二条)、無位の社人は白張を着すように、白張以外の装束を着ける時は吉田家の許状を受けること(第三条)とした。

第二条は、前々より神社伝奏との関係を持っていなかった神社については、吉田家の執奏を受けるとの含意が込められていた。吉川惟足は諸国社人執奏のことを吉田家が行なうことを願い、第三条のように全国の大多数の無位の社人の装束許可権が吉田家に与えられ、第二条・第三条によって吉田家が神祇管領職を幕府によって仰せ付けられることを願い、これに保科正之も応じた。

しかるに、第二条・第三条に対する反発が地方の大社より起こった。 —中略—

このような状況の中で、寛文八(一六六八)年十月、吉田侍従は江戸幕府に次のような妥協的な願書を提出した。すなわち、二十二社のほかに出雲大社・常陸国鹿島社・下総国香取社・信濃国諏訪社・尾張国熱田社・紀伊国日前宮・同熊野・豊前国宇佐宮・肥後国阿蘇宮の神主・大宮司の位階については吉田家の執奏とはしない。その他の天下の諸社家などの官位については先年仰せ出しの通り、いよいよ吉田家の執奏とすることの沙汰を願った(『萩原家所蔵文書三』)。

寛文五年段階ではこれまで伝奏のある神社(約一〇社)以外はすべて吉田家の執奏という意向であったものが、寛文八年には二十二社と九大社を除く天下の諸社家を執奏するものと要求を下げた。これに止まらず、朝廷内の争論の経過も勘案した上で、江戸幕府は延宝二(一六七四)年八月十七日、次の覚を命じた。

覚 社家位階之事、先規より伝奏これ有るは勿論、伝奏無き社家も吉田執奏に及ぶべからず、然りと雖も遠国より吉田へ頼み来る社人位階之義は、吉田方より職事迄申入れ相調い然るべく候、無位無官之社人装束は吉田より指図たるべきものなり

この覚は「諸社禰宜神主法度」第二条・第三条に対する幕府による公式の条文解釈と言えるもので、その後の朝廷においても確認されている(『兼香公記』享保四年正月)。すなわち、第二条に関して、執奏家(神社伝奏)を持たなかった社家の場合でも、その執奏は必

吉田家と白川家の権威の源泉

吉田家は神祇権大副(神祇官次官)であり、神祇伯と対等の席を占める神祇管領長上であった
白川家は神祇伯(神祇官長官)、神祇伯王家とも呼ばれた

吉田山を本朝無双のパワースポットに仕立て上げることに成功した「吉田の神主」兼俱は、神道界の乱世の風雲児といえよう。ところで彼は、「吉田の神主」という肩書きのほかに、神祇権大副(神祇官次官)という肩書きを持っていた。そう、「吉田の神主」は、ただの神主ではなかった。朝廷の神祇官という祭祀を司る官庁の高官だったのだ。神祇官は、古代律令制の時代に設置され、以降、その機能を縮小させながらも、日本の国家祭祀を担う機関として存続してきた。そのような役所の高官だからこそ、兼俱は天皇に面会することもできたし、伊勢外宮の御神体紛失時に朝廷の調査団代表である検分役として、白羽の矢を立てられたのだ。

だが、彼が勤務する神祇官の庁舎は、応仁・文明の乱(1467~1478)によって灰燼に帰してしまった。そんな事態に兼俱は、神祇伯(神祇官長官)の忠富王(白川忠富)と協力して、再建に尽力している。

とはいえ、これまでの通説では、兼俱は吉田山の斎場所を神道界の中心に位置づけようとして、旧体制である“神祇官制をぶっこわす”ことに情熱を注いでいた、とされてきた。それらの説は、神祇伯は平安時代の末以降、特定の家筋の世襲となっており、吉田家はいくら頑張っても次官止まりでこの因習を打破できない、という点に根拠を求めてきた。確かに、もっともな意見だ。神祇伯は、平安時代末期、花山天皇の来孫顕広王がこの職に就いて以降、ずっとこの家筋によって世襲されてきた。鎌倉時代(1185~1333)の中頃から、源姓を与えられて臣籍に降り、名字をもって**白川家**と呼ばれた家だ。神祇伯に就任すると王に復することから神祇伯王家、また伯家とも呼ばれる。その後、白川家は明治維新に至るまで神祇伯を世襲し、吉田家がこの職につくことはついぞなかった。

—中略—

兼俱は、「吉田の神主」・神祇権太副という二つの肩書きのほかにもう一つの肩書きを持っていた。「神祇管領長上」である。神祇管領長上とは、長官・次官・判官・主典という律令制に基づいた四等官の序列とは別に、神祇官の中に位置づけられる職だ。その地位は神祇伯(神祇官の長官)に匹敵するもので、官庁での参列時には四等官制の序列にかかわらず、神祇伯と対等の席を占める。つまり、神祇伯が北の最上席を占め、神祇管領長上が南の最上席を占める、という具合である。神祇管領長上の卓越した地位は、それが神道界の技能者として最高位にあることによる。(『吉田神道の四百年』P31. 井上智勝. 2013. 講談社)

白川家の配下獲得の方法

元禄の経済成長は、社会に勝ち組と負け組を生み出し、都市の社会をも大きく変化させた。格差が広がった農村では、耕地を集積する大地主が生まれてくる反面、年貢が払えず土地を失う者が増加した。そのような農民の中には、村を捨てて都市に出て、その日その日の活計の道を得て、糊口を凌ぐ者もあった。都市でも、商機をモノにした者は富み栄え、できなかった負け組は社会の底辺に沈んだ。負け組たちが形成した都市の下層社会には、比較的労働が楽な宗教者まがいの人々も増えてきた。“神道者”と呼ばれる人々も、そんな社会から現れてきた人たちだ。“神道者”とは、神職の出で立ちをして、神道の呪文を唱えて家々をめぐり、餐錢や米を恵んでもらって活計の道とする人々だ。“神道乞食”と呼ばれることもある。当然、専属の神社などない。都市の片隅の裏長屋に住んで、日々を重ねる人たちだ。都市下層民の増大は、“神道者”のほかにも、占いを生業とする“陰陽師”や、遠隔地寺社への参詣を代行する“願人”など、さまざまな都市下層宗教者を産みだした。日に日に増大する彼らは、都市社会の中で限られたパイを奪い合いながら生きてゆかなければならなかった。だから、相互の争いが絶えなかった。バックについてくれる権威がほしい……。これが彼らの共通した希望だった。この要求をいち早く察知し、神職まがいの下層宗教者を配下に取り込んだのが白川家だった。（『吉田神道の四百年』

P194. 井上智勝. 2013. 講談社)

白川家の配下は、宝暦年間（1751～63）から激増するが、その兆候は今少し前から見て取れる。吉田家が把握していた白川家への入門例は、最も早いものが元禄十七年（1704）、吉田家に属していない筑前国の神職が白川家より許状を受けた例である。筑前国では、正徳四年（1714）別の神職も白川家から許状を受けている。（『近世の神社と朝廷権威』P200. 井上智勝. 吉川弘文館. 2007）

白川家の配下獲得は、時には吉田家が夢想だにしえなかった大胆な手法によって推進され、それは後の吉田家の活動にも大きな影響を与えてゆく。同家の配下数が宝暦以降増加してくるのは、単に思想動向や吉田家を頂点とする体制からの脱却を目指す神職たちの指向によるだけではない。白川家は、自らも配下の獲得に積極的で、斬新な手法と組織対象の設定によって、吉田家に脅威を与えていったのである。／宝暦七年（1757）、白川家は幕府と南都奉行および各領主の許可を得て、畿内、五力国を巡回しての神職改を行っている。在方を巡回して配下獲得をはかる方法を吉田家が採ったことは従来なかった。（同 P205）

白川家は、今一つ斬新な組織対象を設定する。離村農民や没落商工民を母胎として享保期以降都市を中心に存在を顕在化させてくる「神道者」らの下層宗教者である。彼らは、奉仕する専属の神社を持たず、近在の神社に臨時に奉仕したり、祈祷の依頼に応じたり、祓を唱えて門付を行うという実態において存在していた。その多くは当初本所に属さずに活動していたが、陰陽師など近接する職分を掌る宗教者との諍いを避けるためなどの理由から、本所による庇護を求めていった。かかる下層宗教者の配下組み込みも、白川家が吉田家に先駆けて行っていた。（同 P213）

それは個々の下層宗教者を配下に抱えることだけでなく、その組織化においても同様であった。寛政十一年（1799）九月に大坂町奉行所が大坂市中や町続きの在方に出した触は、大坂市中とその周縁部に住む土御門家や白川家の門人の中に怪しげな祠を勧請して加持祈祷や占いなどの「偽術」を行う者がいたため、奉行所が土御門家の「惣頭」や白川家の「門人組頭」に命じて配下を改めさせたことを通達したものである。土御門家とは朝廷陰陽寮の長官を世襲する公家で、陰陽師の本所である。ここに吉田家の名が見えないことは、同家配下の下層宗教者の品行の淳良さを意味するのではなく、同家が未だ下層宗教者を統率する組織を持たなかったことの反映であった。P216

金光教の公認活動

白川家入門以前、金光教の資格取得の動き

江戸時代の神職など宗教者の資格を吉田家や白川家が担っていたわけですが、幕末に布教活動を展開した金光教や天理教はこの制度にどのように対応したのでしょうか。

まず、金光教から見ていきましょう。金光教教祖赤沢文治が元治元(1864)年に白川家に入門します。そのことは『白川家門人帳』にも記載されています。その縁から金光教は昭和42年に『白川家門人帳』全6冊を含む白川家資料を譲り受け、『白川家門人帳』は昭和47年に金光教からその「翻刻版」が出版されています。

ただ、白川家に入門する以前に金光教の信者などが修験寺院や吉田家から許状を得る活動をしています。

文久2(1862)年に信者の万蔵の斡旋により児島尊滝院の山伏補任状を取得しています。これは取得後、他の山伏からの無心を断つたために、この許状を持っていかれたことで終わりました。また、同年信者で備前岡山藩士の松本與次右衛門がその身分にもの言わせて吉田家から「四組木綿襷懸用」の許状を取得した話が残っています。ただ、吉田家の役人から庄屋に話を通すようにとのことで、庄屋の小野四右衛門に話をしたことが「小野四右衛門日記」に書かれています。庄屋は、色よい返事はしなかったようで、その許状がどうなったかは不明です。

金光教祖赤沢文治の資格取得への態度 社会的、公的な権威と自己とを連結しない一平人に徹する

幕末期までの金光大神は、社会的に公認された資格について、「只、(お上の)法度に協ふ丈けになり居れば、それでよろし。上へ出やうとすな」とて、最小限の要求をもつにとどめていた。それでも、文久年間に信者であった万蔵の斡旋によって得たといわれる児島尊滝院の山伏補任状、同じく松本与次右衛門の斡旋による京都吉田家の「四組木綿襷懸用」の許状、元治元年金光大神が代人を立てて入手した京都白川家の風折・浄衣・白差袴の着用並びに神拝式の許状、慶応三年の白川家の神職補任状と、その時々の状況に合わせて公認布教資格の取得にかなり手だてを講じるころがあった。しかしこれらの許状も強制的に取上げられ、あるいは失効して、明治四年以降の金光大神は終生無資格であった。もっとも、維新时期になっての金光大神は、既述の如く氏神社の神官になることも、後に教導職に就くことも容易にできたが、それをいさぎよしとしなかった。

このように社会的、公的な権威と自己とを連結しない態度、換言すれば平人に徹する態度は、明治期になって金光大神が終始貫いた態度である。明治六年八月の「金光大神は平人なりともひれい(威徳が輝く)」との神の言は、社会的権威にたよらなくても、世に神意を顕現する金光大神を、神が誇りとも喜びともした言葉と解される。(「維新时期における金光大神の信仰」P28. 瀬戸美喜雄、『金光教学』16号. 1976)

この吉田家の許状の斡旋をした備前岡山藩士松本與次右衛門は、この年（文久二年）三月、長男市之丞の病気が、教祖広前に参拝すること三週間で平癒したのを機縁に信心をすすめ、翌四月に長男と共に「願主歳書覚帳」に記入されている。いわば靈験を目のあたりにして間もない頃の事ではあり、教祖の神勤差し止めを危ぶみ、その身分にもものを言わせて、吉田家の許状取得に一役買ってでたわけであった。この吉田家の許状には、「村役人中、故障不申出様、相頼可申」との添文があったので、庄屋に願い出て「上向へも御内々御沙汰置可被下」と頼んだのであるが、これに対し庄屋は、「正面承届候と申義ハ、決而不相成候得共、無何與、序ヲ以申上様可致置候」と答えている。さらに教祖が修験道よりの許状を得ていることに対し、「当方百姓へ、右様之御免状御渡シニ相成候而ハ、百姓妨ニ相成候間、返却ニ及候様、申遣候而も無構振合ニ御座候得共、内々勘弁致遣」しているのだと伝えて、村役人としての立場を一貫して保持して答えているのである。（「修験者との折衝過程に関する一考察」

修験の徒の、金子大明神にくわえた亡状のほどは、あげるに違（いとま）がない。

児島郡林の人、金光（かねみつ）梅次郎は、当時熱心な信者の一人であった。五流尊瀧院に出入していた関係から、金子大明神のために、山伏の補任状をえて、彼等の亡状を、とどめようとした。これは、金子大明神が、何等の資格をもっていなかったことが、彼等にとっての口実であったからの、苦肉の策であったのである。

あるとき、尊瀧院の役僧と名乗るものが、倉敷華蔵院の修験者をともない、金子大明神をおとずれ、「京都にのぼるにつき、金を寄附してくれ」と強要した。金額をもさだめて、あたかも命令するかのような口吻であった。金子大明神は、これを拒絶した。

彼等は、「命にそむくか」と威たけだかになじる。金子大明神は、「いや、御命にそむくわけではありませぬが、何分、ちからにかなひませぬ。こちらのころろだけ、ということならば」という。／「命にそむくか。許状をだせ。許状など、あたえるところでない」といい、許状をみせると、「これは、一から十までゆるしてある。備中にも、ふたつとないほどのものである。かようなものを、いただいておりながら、命にそむく、という法はない」など、せまるのであるが、金子大明神は、ついに、彼等の要求に応じなかったので、無法にも、その補任状をもちさった。 —中略—

／ 山伏等の亡状を、みるにたえかねたものに、さらに、松本與次右衛門があった。與次右衛門は、おのが発意により、この年（文久二年）六月上京して、吉田家に請うて、その月二十八日「四組木綿襷懸用」のゆるしを得、吉田家役人、藤川伊織の注意にもとづき、七月八日、庄屋小野四右衛門をおとずれ、その許状をしめして、「私、親切をもって、折角、ねがいあげ、御免になったことゆえ、蒔田家の承認をえたい」と申出た。庄屋はこれに対して、「正面、とどけることはできぬが、なにかのついでに、それとなく、うわさをしておこう」「五流からも、許状をよこしておる様子であるが、当方百姓に、そのような御免状をわたされては、百姓のさまたげになるので、返上するように申しつかわしても、かまわぬふりあいではあるが、内々、勘辨してやっている」とも、実状を、かたりそえるのであった。與次右衛門も、そのむねを諒し、「何分よろしくたのみいる」と、しきりに低頭して辞去した。（『金光大神』9

赤沢文治が白川家に入門、金神社神主となる

元治元年正月朔日、金光教祖赤沢文治は、神から「二間四面の宮を立ててくれい」というさとしを受けました。

これを受けて『金光大神』(P248.金光教本部教庁.1953)によれば、

このみさとしを奉じて、ただちにこれが建設の手續に、とりかかった。すなわち、まず村役場の意向をうかがい、判頭藤井俊太郎をわずらわして村方に談示のうえ、正月十日、赤沢浅吉を願主とし、世話人川手保平・同森田八右衛門、判頭藤井俊太郎等の名で、村役人を経て、浅尾藩庁にねがいでた。当時の村役人は、庄屋小野慎一郎、年寄西三郎治であった。

かくて金光大明神は、棟梁川崎元右衛門を代理とし、橋本卯平をさしそえ、白川神祇伯に神拝式許状をこい、かねて、「金神の宮の儀」について、その内意をうかがわしめた。橋本卯平は、ききにのべたごとく、大和丹生川上神社社家であった関係から、この種のことに、こころえがあったので、斡旋の労をとったのである。

とあります。神から宮を建てろといわれた文治は、建築のためにはまず藩の許可が必要であり、それが宮であれば、神社としての許可が必要であったことから、白川家に神拝式許状を求め、宮の建築許可を得たわけです。

そこから、弟子たちが入門し、慶応3年には藩主の添書を得て金神社神主金光河内(文治のこと)として補任状を受けました。その際、神拝の時に般若心経をあげることにについて、白川家の役人は「これは経文じゃ。仏のほうのもの。しかし、とめもせん」と了承しています。また、神前の装飾や紋章についても文治の思いを通しています。

金光河内は、初入門の時は大谷村の百姓の文治良であった。神拝式と風折浄衣白差袴の許しを得、お礼は500疋であった。それと一緒に金光の宮建築の棟梁の川崎元吉も初入門し、上棟式風折浄衣浅黄差貫の許しを得た。元治元年4月9日のことである。金光教の資料では、川崎元右衛門(元吉)と橋本卯平(加賀)の両人が上京し、役人の林大和守と安部田備前守に頼んだところが聞済にしてくれた。そして居宅祈念の許状と、宮を新築するについても屋敷内の建てて苦しからずと4月9日に達せられたとある。その翌年正月24日、笠岡の斎藤数馬は、神拝式風折浄衣の許しを、六条院西村の高橋富枝は神拝式千早衣の許しをうけると、金光の教え子の二人が初入門している。

文治良は、慶応2年10月2日に改めて、金光文治との名で、自宅神拝の節、冠布齋服浅黄差貫を願い、河内との称を得た。そして、この日には又、金子駒次郎・金子坂介・金子秀蔵・金子多蔵・金子房太郎・金子左京・金子又兵衛の7名が初入門し、神拝式をうけている。

慶応3年2月20日、金光河内は金神社神主に補任された。その許状には、

今般、依願被補神主、神祇道拝揖式被授與訖。因、冠齋服浅黄差貫着用、神拝之節可令進退之旨、者。本官所候也。仍執達如件。

とある。こうして金光河内は神主職となり、金光教の布教が公認されたのであった。(『白川家の門人』

P417. 金光英子. 私家版. 2011 (1971年国学院大学卒業論文)

神拜式副状

元治元年

文次帝

備中國淡路郡大谷村

文次帝

今般依頼神祇道拜揖式令授與訖因於自宅神拜之第風折烏帽子淨衣白差袴可令着用者執達如件

元治元年四月九日

神祇官統領神祇伯王殿

雜書

神拜式副状

授金光文治

備中國淡路郡大谷村

金光文治

今般依頼神祇道拜揖式令授與訖因於自宅神拜之第冠布齋服淺黄差費者用祈河内可令進退者執達如件

慶應二年十月二日

神祇官統領神祇伯王殿

雜書

赤沢文治が受領した白川家からの許状

右上が元治元年

左上が慶応二年

左下が慶応三年

補任状

授金光河内

備中國淡路郡大谷村文治持山有

金神社神主

金光河内

今般依頼被補神主職神祇道拜揖式被授與訖因於冠齋服淺黄差費者用神拜之第可令進退之上者

本官所候也仍執達如件

神祇官統領神祇伯王殿

慶應二年二月二日

雜書

教祖自伝「金光大神御覚書」にある白川家との交渉の様子

元治元甲子正月朔日お知らせ。／天地金乃神には、日本に宮社なし、まいり場所もなし。二間四面の宮を建ててくれい。氏子安全守りてやる。天地乃神にはお上もなし、其方にはお上もあり。世話人頼み、お上願ひ申しあげ。／世話人、当村午の年川手保平、同所森田八右衛門巳年。大工、安倉丑の年元右衛門、弟子、中六午年国太郎。手斧はじめ、きたる四日吉日。／こしらえてお上がかなわねば、どこへでも、宮のいるという所へやるけに、かまわん。こしらえいたせい。お上がかのうて建てば、其方の宮。天地乃神が宮へ入りておって、この世が闇になり。正真、氏子の願ひ礼場所。／其方取次で、神も立ち行き、氏子も立ち。氏子あつての神、神あつての氏子、子供のことは親が頼み、親のことは子が頼み、天地のごとし、あいよかけよで頼み合ひいたし。／村お役場へお伺い。願主浅吉、世話人右兩人。判頭藤井春太郎、年寄西三郎治、庄屋小野慎一郎殿御願ひ申しあげ、お聞きずみに相成り候。判頭上り村方談じ（相談）のうえ、お上願ひ申しあげ候。正月十日。／金神の宮の儀、御願ひ申しあげに代人立て、棟梁元右衛門、橋本卯平兩人頼み。棟梁は京より大峰山上へ山伏の断りお礼にまいり、もどりに紀州回り、木買入れいたし、お知らせ。／京都、白川神祇伯王殿様へまいり、御願ひ申しあげ。お役人林大和守、安部田備前守お聞きずみに相成り候。私に居宅祈念の許し、許状くだされ候。宮の儀は、屋敷内建て、苦しゅうなし。甲子四月九日。／湯、行水おさしとめに相成り候。六月十日。／金光大権現、一子明神妻こと、十月二十四日。（「金光大神御覚書」『金光教教典』P41）

上は、元治元年に白川家より許状を受けた様子が記されています。下は、慶応三年に藩主の添状を得て補任状を得た時のもの。白川家の規則通りにはできないと代人に伝え、心経の読経を認めさせています。また、吉田家よりも取得の条件が緩やかであることも書かれています。

一つ、お上より、京都（白川家）官位出すように、御添簡くだされ、丁卯（慶応三）二月十日。同じく十三日、代人金光石之丞、棟梁、橋本右近兩人を頼めい、とお知らせ。安倉、船頼み、出船、右三人上り。／上京仕り候につき、神様よりお知らせ。この度は、地頭より添簡くだされ、官位の儀、よろしゅう御願ひ申しあげ候。しかし、金神広前では京都ご法どおりのことはできませんと申ししてくれ、と兩人へ申しつけられ候。たびたびまいるから、天地金乃神おかげ話してよし。慶応丁卯二月十三日、右三人まいり。

前度（これまで）たびたび、ごやっかいに相成り候。今般、地頭より添簡くだされ、持ってまいり、よろしきように御願ひ申しあげ。金神ありがたしおかげのこと申しあげ候。／拝むこと、六根の祓、心経だけのこと、お役人中もお聞きずみ。なるほど、此方の法どおりでは、神が聞かれねば、おかげくださらいでは、なんぼう法を祈りても役に立たず。拝む人の願ひで、神がますます感応いたされ。それでよかろう。心経だけは言われにやよいに。これは経文じゃ、仏の方と言われたきり、とめもせん。

神の広前かざり物のこと、お伺い申しあげ。此方には、かざり物の許しは出さん。氏子の奉納物はなになりとも苦しゅうなし。紋は丸に金の字、別条なし。吉田家には遠路の人でも留めおいて、礼拝、諸礼のこと、二十日三十日かかりても教えると申し。此方**12**

天理教の公認活動

① こかん名義の裁許状

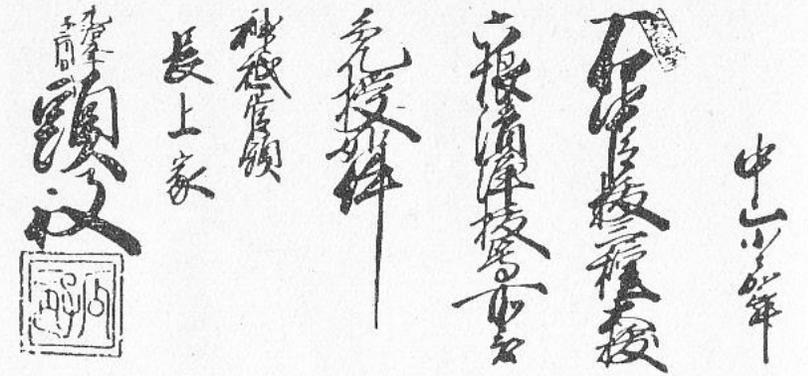
天理教教会本部が昭和31年に制定発行した天理教団の公式教祖伝である『稿本天理教教祖伝』には、慶応三年に中山みきの息子、秀司が京都に上り、吉田家の裁許状を取得したことが書かれています。これが「秀司名義の裁許状」です。これに対してみきの娘である「こかん名義の裁許状」というのも存在します。

こちらは昭和56(1981)年に奈良県田原本町にある村屋神社で見つかったもので、当時、修養科(天理教の3か月間の修養機関)の一期講師をしていた小松崎吉夫氏が神主から譲り受け、そのまま天理教教会本部史料集成部に渡ったものです。同氏はこの資料に依って天理教の教祖伝が変わるのではないかと期待していたのですが、その後現在まで教会本部はこのことについて一切何も語っていません。

ただ、同氏は譲り渡す前に資料の写真を撮っていたこと、また『御水屋敷人足社略伝記』というこの裁許状の存在を裏付ける本が存在していたことによって、これがどのような経緯で作られたのかを知る事が出来ます。

中臣の祓い、三種の大祓い、六根清浄の祓いも免授すると、この許可証には書いてあります。中臣の祓いは神道系のものです。中臣とは朝廷の中で神道を司っていた家柄です。三種の大祓いは、陰陽道から来ているものであり、六根清浄の祓いは仏教との習合から出て来たものです。『中山みき研究ノート』112頁. 八島英雄著

四つ組木綿手纏(ゆうだすき)懸用を免授するとあります。木綿だすきというのは、木綿や麻で出来たたすきで、これを掛ければ聖なる者となるわけです。このたすきの結び方が決まっていて、片かぎに結ぶと片だすき、これを組んで両袖に掛けるようにしたものが四つ組木綿だすきということです。『中山みき研究ノート』112頁. 八島英雄著



中山小嘉舞
右中臣祓 三種太祓
六根清浄祓 当所能
免授如件
神祇管領
長上家
元治元年
子二月
頭役
ⓔ

中山小嘉舞
右中臣祓 三種太祓
六根清浄祓 当所能
免授如件
神祇管領
長上家
元治元年
子二月
頭役
ⓔ



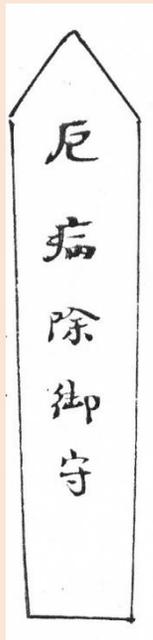
両人はつゝしみて云はるゝに国法のありて、御許可なきものは人を集め祈念祈祷の出来ぬ事なる故、われ／＼宜しく其手続をいたし御水や御守を人に与へる事もまた御老体においても公然に人助けのできるように取りはからい申しあげたし、依て我々に御まかせありたしと老婆の御機嫌をとりしに、老婆にもだん／＼と神様の御話ありて此屋敷のことにといたりし時、神様御下りにて

さあ／＼この屋敷をこゝろずい場所、
水屋敷といういんねんをつけおく

との御言葉に、然らば之より京都へ上り吉田御殿へ両所の御願いたします。此納金とて老婆より五両、飯田家より三両受取帰られたり

老婆には彼等は金がほしいのやから、マーまかしておいたがよいと笑いおられしが、程もなく御許しなりとて奉書へ立派にかゝれしを二通持参せられたり。此時より左の御守りを

参詣人に渡すこととなり。時は文久四年子の四月なり(文久四年二月改元元年一八六四)
ほうそ除けにだされしお守り



この二通の許しというは吉田より出てたるにあらず古川豊後が私利を貧らん悪意より偽証をつくり渡したるに此こと早くも総取締守屋筑前の耳に入り云々ありたる事は略す。

文久3(1863)年12月、中山みきは安堵村、飯田家の六歳になる息子のおたすけに出かけました。それが縁で飯田家に度々来るようになると、その救済を求めて多くの人々がそこを訪ねるようになってきました。

その時の様子が『御水屋敷人足社略伝』に書かれています。そこには、多数の人々が集まるその状況に捨て置けぬものを感じた山伏取締りの古川豊後なる者が、奈良の金剛院を伴って飯田家にやって来て、教祖に難題を吹っかけてきたのですが、一つ一つ水が流れるが如く答える教祖に平伏したとあります。

そこで古川豊後は態度を変えて、宗教活動の許可がないものは人を集めて祈念祈祷などは出来ぬ決まりだから自分たちがその許可を得る手続きをしてやろうと提案します。そして、その手数料として飯田家とみきから計8両をもらい帰っていきました。みきは「御金が欲しいのだから任しておいたらいい」と笑っていましたが、じきに「奉書へ立派にかゝれしを二通」を持ってきたと書かれています。

この2通こそ、昭和56年に村屋神社から天理教教会本部に譲渡された「こかん名義の裁許状」であることは年月日などから考えても間違いのないところでしょう。

こかん名義の裁許状のゆくえ

古川豊後⇒ ? ⇒守屋筑前<村屋神社>

では、この2通の裁許状はどのようにして大和国神職取締役の守屋筑前守が神主である村屋神社に渡ったのでしょうか。

こかん名義の裁許状の仲介をした小松崎氏は、こかんの裁許状は、「直に事が露見して、古川豊後は守屋筑前守に叱責を受け、この裁許状は没収となった。」と記しています。

これに対して、八島英雄氏は、『稿本教祖伝』(56頁)に記されている元治元年の大和神社事件(大和神社の前で、鳴物入りで神名を称えた事件)の丹念な史実考証をしたうえで、この事件の際に「こかんの裁許状」が没収されたとしています(『中山みき研究ノート』134頁)。

八島氏は、この時の大和神社事件を、「小寒の裁許状」を取り上げるための陰謀と考えていますが、そのようなことを裏付ける資料は何もありません。

この時の大和神社事件(天理教教祖伝には明治7年にも全く別の大和神社事件がある)は、『稿本天理教教祖伝』では元治元(1864)年10月末に起こったことになっています。ただ、この時の唯一存在する史料である没収された鳴物を返してもらう時の詫状の日付は慶応元(1865)年になっています。この詫状を事件1年後のものとするよりは、半月後に没収品を返してもらった時のものとするほうが自然のような気がします。そうすると事件は慶応元年に起こったこととなります。この事件は何かと陰謀めいた匂いがすることは確かです。

吉田神祇管領の事務取扱いをしていて、豊後守という守名をもらっている関係上、大和国神職取締役の守屋筑前守に話を通さず適当に自分で書類を作り、一般的な裁許状と異なる「頭役」という名で捺印して持参している。

中山こかん宛にしたのは、教祖の威力に恐れをなしてか、当時、すでに教祖の名代として、御言葉も下がり、お取次ぎをしていたので、古川豊後が考えたことであらう。(明治になり守名廃止により文吾と改名したのだから、元治元年時代は、古川豊後である。—小松崎註)

ところが、直に事が露見して、古川豊後は守屋筑前守に叱責を受け、この裁許状は没収となった。でも、全くのインチキのものであれば、その場で破棄するべきものだが、只、筋を通さなかったというだけのことだから、この裁許状の効力はあったのだらう。それで、そのまゝ百十七年間の眠りについたのである。(『東王京』16号・1988小松崎吉夫著)※『東王京』は小松崎氏が所長を務める布教所の会報。

≪御 請 書

一、太鼓 壹 一、鈴 壹 一、拍子木 七丁

一、手拍子 壹 一、すず 壹

右之品、御取上ケニ相成候処、格別之以御勘辨ヲ御用捨被成下候段、重々難有仕合奉存候、仍而ハ已末前頭鳴物ノ品々ヲ以天龍王命様と申唱へ、馬鹿踊と称し、家業疎ニ致し候様成儀決而仕間敷、勿論私家内天龍王命様ト名付神ヲ祭り人々参詣為致候儀モ奉恐入、是又急度御糺しも可有之處何分百姓之身分故、百姓家業専一二相厭余業毛頭仕間敷数候、萬一、向後心得違仕僕ハ、如何躰之儀被仰下候共、其時一言之申分無御座候、仍而御請書差上申候如件。

山邊郡庄屋敷村 百姓 善 右 衛 門

(※中山みきの息子、秀司)

慶応元巳年十一月十一日

市 磯 相 模 守 様 (天理教管長家、古文書) 【『復元32号』P326】

「こかん名義の裁許状」は京都の吉田家が正式に発行したものではない

天理教青年会機関誌の『あらきとुरりょう』149号は、「こかんの裁許状」について詳しく紹介している『中山みき研究ノート』について教理的な批判を試みた本です。その中に、「吉田家」について研究している吉田栄治郎氏の見解が出ています。結論は正式に吉田家が発行した裁許状ではないということです。ただ、「こかん名義の裁許状」が発行された元治元年に「つとめ場所」といわれる3間半に6間という宗教施設の建築を中山家ではしています。金光教の例からも分かるようにそのためにはどこかの許可が必要ではないでしょうか。それが何事もなく竣工したというのは、この裁許状が偽物だったとしても、その存在を周囲の宗教者は皆知っており、それゆえにだれもとがめだてしないで、あるいはできなかつたと考えることもできるのではないのでしょうか。本物同様の効力を持っていたということでしょうか。

「吉田家」研究者、吉田栄治郎氏の見解

- (ア) 「中山小嘉舞」が中山こかんと同一人物であるか否かは不明である。
- (イ) 中山小嘉舞名義の「裁許状」は神主用、神子用の二種類あるうちの神子用のものであり、形状、書式、印璽等、吉田家の機関から出されたものである。但し、吉田家当主が発行したものではない。吉田家内の役人が主に無断で出した実例もある。文政十年に、和泉国和泉郡で篠田神社にかかわる神号の免許について、吉田家正式機関が知らない間に、吉田家の役人が独断で発行したという事実がある。なお、神子用であるから、神社、講社を主管することはできない。神社を主管する神主のための裁許状は男子のみに下付された。
- (ウ) 古川豊後は神子であり、神子には一般に守名はでてこないから、「豊後守」は自称と考えられる。そのような古川豊後の斡旋によっては、吉田家公式の役所を通して正式に申請下付が行われた可能性は皆無である。正式の申請下付は、こと大和国の住人に関する限り、この年代においては大和国神道総取締役である守屋筑前守を経ずして行なうことはできなかつた。
- (エ) 従って、『水屋敷略伝』の記述が事実であるという前提に立つ限りにおいては、この「裁許状」は吉田家の表玄関である「御広間」を通しての正式な手続きを経たものでなく、豊後が吉田家の役人とつながって、不正なルートで「正式の様式をもったもの」を入手したものであると推定することは可能である。 当時は吉田家内にも乱れがあつた。実例のあることは(イ)に述べた。
- (オ) 中山小嘉舞名義と同内容の神子裁許状の取得費用は当時、装束と神事両方あわせても二両から三両であり、そこに、八両もの金が動かされているとするならば、やはり不正なルートが介在していたのではないかという疑いが生じ得る。
- (カ) 従って、この出来事は、現在の段階では断定することはできないが、古川豊後が天理教祖から何がしかの金を無心し、にせの「裁許状」が水屋敷に届けられ、それが守屋筑前守の手にわたり、そのまま没収されたものである可能性が高いと考えられる。

② 秀司名義の裁許状

元治元(1864)年に偽物であったとしても「こかん名義の裁許状」が出されました。この時、訪問先の安堵村飯田家にもたくさんの助けを求める人々が押し掛けたことにより山伏が来たわけですが、みきの住むお屋敷も同様の状況があったと考えられます。時期は少し下りますが慶応3(1867)年に中山家に来た人数が記されている「御神前名記帳」というものがあります。それによると約1か月間の来訪者は2000名ほどです。その3年前の元治元年にも、かなりの人々が来ていたと思われます。そうであるから、山伏が裁許状の手数料として5両をみきに求めた時に容易に出すことも出来たのでしょう。

みきの長男である秀司は元治元年の頃まではみきの宗教活動には関与していなかったようです。文久元(1861)年に秀司が記した「万覚日記」という金品の貸借記録や暦上の吉凶・禁忌が出ているものがあります。この日記から、秀司は教祖の立教後20年以上が経過し信者もできてきた時点で、金品の貸借などの仕事をし、すでに継続的な信仰者が生まれていた教祖の新しい教えとは無関係に、陰陽道に基づく方位と日の忌などを商売に使っていたことが分かります。

ところが、元治元年頃になって信者がどんどん増え、お金も寄ってきて、吉田家の現地事務取扱の者が勝手に作ったものであっても妹「こかん」名義の裁許状があり、宗教施設が建てられていく状況が生まれてくると、秀司はみきの活動に関心を示し始めたようで、秀司名義で吉田家の裁許状を取得する試みをするようになります。

この資料は、天理教に残る古記録の一つと述べたが、内容的には直接、天理教に関連するものではなく、中山家に関する事柄のみが記されている。／ 表紙に「萬覚日記」とあるのでも察せられるように、いろいろの覚え書である。記載法は、普通一般にいう日記の体裁ではなく、日付と要件を簡単に記したメモ程度である。その要件の事項をまとめると、おおよそ次の八項目になる。／ すなわち、金品の貸借に関するもの、諸費用控、綿その他に関する取引事項、大工日数控、村人足覚、日雇心覚、綿打覚、陰陽道による方位と日の忌など。(「『万覚日記』について」上野利夫. P222. 『教祖とその時代』. 1991. 道友社)

慶応3年 『御神前名記帳』		
	4月(人)	5月(人)
1		45(14)
2		36(8)
3		36(9)
4		34(11)
5	87(33)	50(10)
6	49(15)	38(13)
7	65(11)	28(6)
8	58(21)	37(7) *
9	86(22)	33(9) *
10	80(27)	2(1) *
11	47(9)	339人 (88) *
12	55(11)	
13	57(9)	
14	67(13)	
15	115(31)	
16	103(23)	21 85(20)
17	89(28)	22 9(3)
18	75(24)	23 84(20)
19	64(22)	24 51(12)
20	64(17)	25 53(18)
26		26 156(37)
27		27 47(15)
28		28 76(25) *
29		29 58(13) *
30		30 55(16)
計		1835人 (495) *

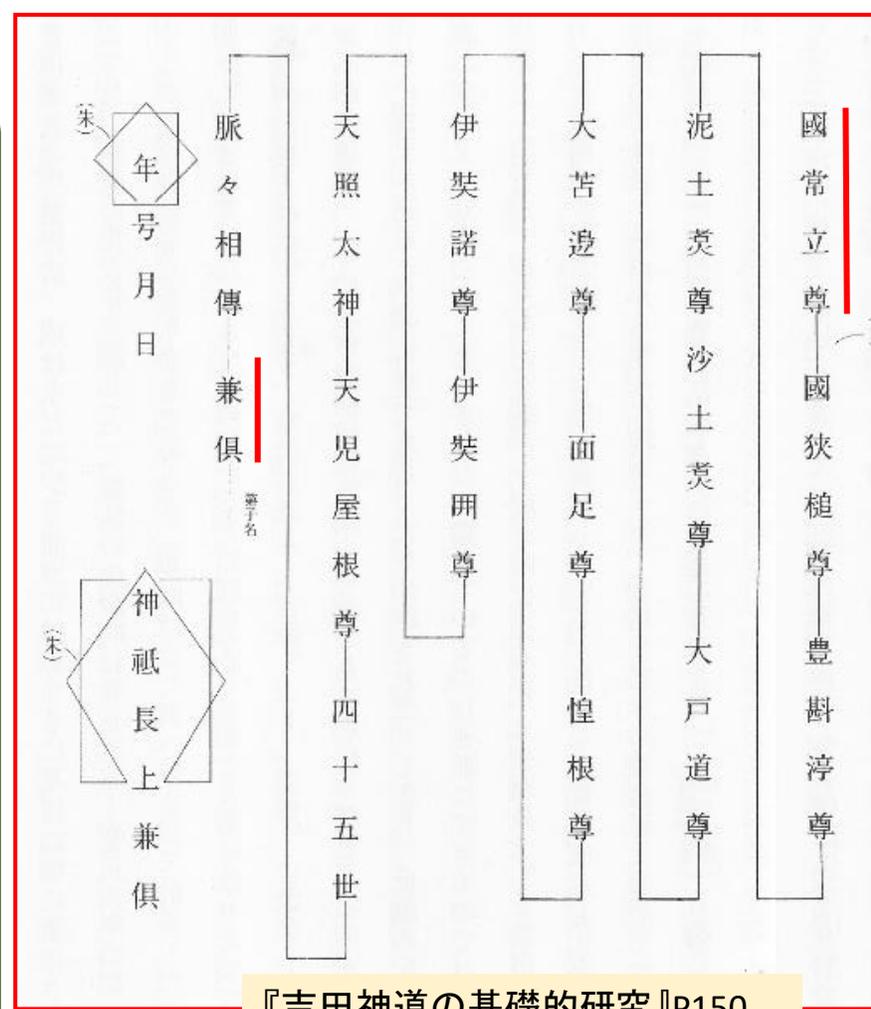
「『辰年大寶
恵』について—
慶応四年の賽銭
と中臣祓」
(『教祖とその
時代』上野利
夫. 1991. P260の
表を修正.

秀司、自分名義の吉田神祇管領裁許状の取得工作を始める。

元治元年という年には、大豆越村の山中忠七、新泉村の地主山澤良治郎が入信しています。山澤は、当時大和神社の信徒総代で、姉が忠七の妻で、また、守屋筑前守とはいとこの関係でした。守屋筑前守は、大和国神道総取締役であり、元治元年ないしは翌年の慶応元年中に、中山こかん名義の裁許状は、何らかの形で村屋神社の神主である守屋筑前守の手に渡ったと思われます。

ここから、秀司名義の許可を得ようという活動が始まります。まず、庄屋敷村の領主である、藤堂藩古市代官所の添書を得ることが必要です。その為、2, 3年の間に2, 3度出かけています。代官所では、太鼓をたたいたり拍子木を打ったりするような活動なら、吉田ではなくて伏見稻荷の許可だろうとか言ってなかなか結論が出ず、やっと慶応3年6月になって、吉田神祇官領への添書の願出書を受け取り添書を書きました。

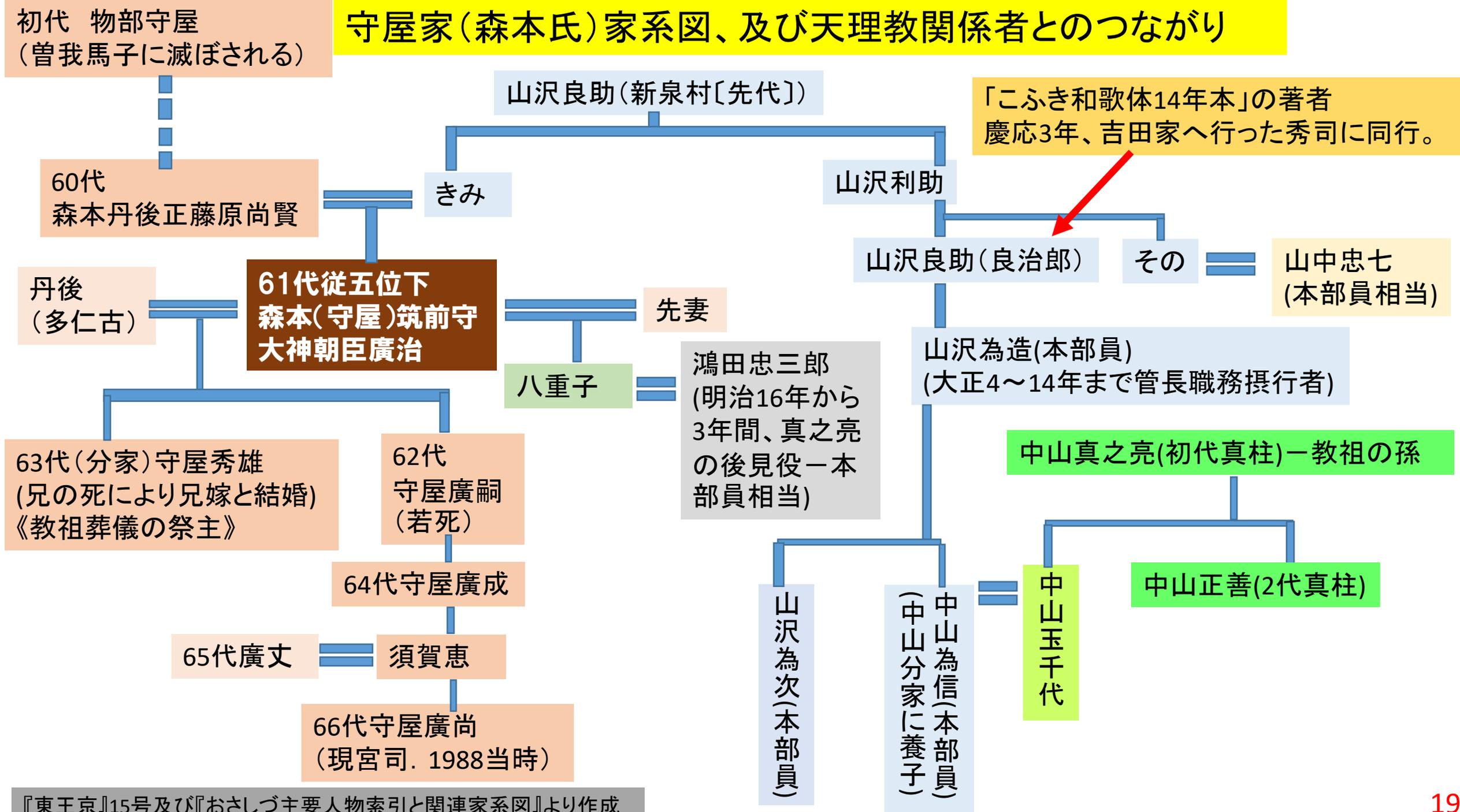
この時秀司が古市代官所へ提出した添書の願出書には、「國常立尊、伊弉諾尊、國狹槌尊、伊弉冊尊、豊斟淳尊、大日婁尊、大戸道尊、泥土煮尊、大戸邊尊、沙土煮尊、面足尊、惶根尊、冊冊、右拾貳神ヲ合天輪王神と相唱候」とあって、これら十二神を合わせて天輪王と唱えたと書かれています(『復元32号』P462)。ここに出ている神名は、吉田神道を作った吉田兼俱の筆になる「三種太祓切紙十二代切紙」の「神明宗源血脈」にある国常立から始まり兼俱に至る吉田家の系図における最初の12神とほぼ同じです。吉田家への添書依頼ということで、守屋筑前がこの12神を入れたと思われます。これらの神名は現在も天理教で使われている十柱の神名の原形です。この時初めて中山みきの教えの周辺に、もともとは教祖の教えにない神道の神名が入りました。



『吉田神道の基礎的研究』P150
出村勝明.臨川書店.1997

ホ、吉田か、稻荷か。／ 所で添書の宛名について、吉田か稻荷かと云ふ事になって、天理教側の希望と、奉行側の意見とが、一致せず、そのために、秀司先生は、それから二三年の間、年に、二三次も来られたかと思ふ。と云ふのは奉行の方では、添書すると約束をすると同時に、調べると、天リュウ王の命と云ひ、祭日廿六日には神楽面かづき、三味ひき、太鼓たゞき、柏子木打つとなつて来るから、神祭りに、そんな事して、手振って、そんな妙な事するなら、吉田へ行くのと違ふ、伏見やとて、そこで宛ての事で、衝突し、決りが付かず、二年も三年もかゝり、漸く決り、吉田へ宛てて添書する事になりました。この時父の茂三郎と、足達とが秀司先生に力を協せました。(昭和九年一月廿四日、古市、中川庸三(76)談)(『復元』32号.P460。「史実校訂本 中二」)

守屋家(森本氏)家系図、及び天理教関係者とのつながり



『東王京』15号及び『おさしづ主要人物索引と関連家系図』より作成

神道の神名が中山みきの教えの中に混入した最初の書類と秀司名義の裁許状

慶応3年秀司は吉田家の裁許状を取得し、「つとめ場所」にその祭式を祀ります。そして、丹波市に住んでいた妻おちえとの間の子、音次郎を中山家の屋敷に連れてきて、一緒に暮らし始めます。これらのことを発端として「おふでさき」が明治2年から書かれ始めるのです。

慶応三年六月、添書の願を古市代官所へ提出し、領主の添書を得て、秀司は、山沢良治郎と共に、守屋筑前守も同道して京都へ上り、吉田神祇官領に出願し、七日間かゝって、慶応三年七月二十三日付けで、その認可を得た。（『稿本天理教教祖伝』P97）

新上邊郡庄屋敷村 秀司
 右依願
 天輪王明神玉串納
 事古調伴
 神祇官領
 天輪王明神玉串納

和州山邊郡庄屋敷村 秀司
 右依願
 天輪王明神玉串納
 之事所申調如件
 神祇官領家
 慶応三卯年七月 公文所印

木綿手纏之事許容
 大和國山邊郡庄屋敷村
 秀司治繁訖向後
 可懸用之狀如件
 慶応三年七月二十三日
 神祇官領印

木綿手纏之事許容
 大和國山邊郡庄屋敷村
 秀司治繁訖向後
 可懸用之狀如件
 慶應三年七月廿三日
 神祇官領

古市代官所へ提出した添書の依頼文 (『復元32号』P462)

《 乍恐口上心覚 庄屋敷村 願人 善右衛門
 一、私儀従来百姓渡世之ものニ御座候、然ルニ三十ヶ年余已前、私幼少心頃癩病（風毒）二而、足悩ミ候ニ付、亡父善兵衛存命中、私方屋敷内ニ天輪王神鎮守仕信心仕右天輪王神与申者
 國常立尊 伊弉諾尊 國狭槌尊 伊弉册尊
 豊斟淳尊 大日婁尊 大戸道尊 泥土煮尊
 大戸邊尊 沙土煮尊 面足尊 惶根尊
 册 册

右拾貳神ヲ合天輪王神と相唱候由、亡父善兵衛代より承傳居心信心仕来り今ニ不絶信心仕居候義ニ御座候、然ルニ右信心之儀諸方江相聞近来諸方より追々参詣人有之而ハ、神道其筋より故障被申立候而ハ、迷惑難渋仕候ニ付此度京都吉田殿江入門仕置度奉存候ニ付乍恐此段御願奉申上候、何卒御情因愍を以、吉田殿江之御添翰被為下置候様奉願上候、右之趣御間届被為成下候ハ、難有仕合可奉存候、
 慶応三卯年六月
 庄屋敷村 願人 善兵衛 同村年寄 庄作 同村 平右衛門 同村庄屋 重助 服部
 庄左衛門様 》

明治維新の到来による影響

慶応4(1868)年3月、新政府は祭政一致、神祇官再興を布告、全国の神社神職は神祇官の付属となり、吉田家、白川家などの執奏家の役割が終わる。

慶応3年、金光教教祖赤沢文治は白川家から金光河内という名で金神社の神主としての補任状を受けました。天理教では、同年に教祖中山みきの長男秀司が吉田家から裁許状をもらいました。

ところが、その年の12月9日に「王政復古の大号令」が発せられて江戸幕府から維新政府の世に替わり、翌4年3月、新政府は神社制度に関する布告を発して、吉田家や白川家が担ってきた執奏(取次ぎ)を廃止し、王政復古ということで再興される神祇官が行うことにしました。これで両家の権威は無効になってしまいました。秀司が裁許状を得た時のみきの言葉、「吉田家も偉いようなれども、一の枝の如きものや。枯れる時もある(『稿本教祖伝』P98)」が現実になったのです。

さらに新政府は「神仏分離令」を出します。ここで分離され奉斎されるのは、記紀神話や延喜式神名帳によって権威づけられた天皇家につながる特定の神々であって、それ以外の多様な神仏とのあいだに国家の意思で絶対的な分割線をひいてしまうことが、そこで目ざされたことであつたと安丸良夫氏は『神々の明治維新』の中に書いています。

王政復古の宣言がなされて三ヵ月後の慶応四年三月十三日、維新政府は神社制度に関する布告を発した。

すなわち、このたび「王政復古神武創業之始」に基づいて、諸事を一新し「祭政一致」の制度に回復させられるについて、まず第一に「神祇官御再興御造立」の上、おいおい諸祭奠も興させらるべきを仰せ出された。また「諸家執奏配下」の儀は止められ、あまねく「天下之諸神社神主・禰宜・祝・神部」に至るまで、今後は神祇官附属とするので、官位をはじめ諸事万端、神祇官へ願い立てるよう心得るように、という内容の布告であつた。

まず神祇官を再興すること、これが第一に求められた。つまりはその当時、神祇官は存在していなかったとの認識があつたからに他ならない。次に、全国の神社の神職(神主・禰宜・祝・神部)は再興される神祇官の附属とすることを命じ、それまで神社神職が諸公家の配下にあつて官位などの執奏を願ってきたことを廃止し、これからは神祇官に願い出るようにさせた。すなわち江戸時代の全国の神社の神職は、吉田家や白川家など諸公家の配下となつて、官位などの執奏を受けていたことが前提として認識されていた。しかるのち、神祇官は閏四月二十一日になつて、一月に設置された神祇事務科、二月に設置された神祇事務局を発展させて再興された。

引き続き、維新政府は一連の神仏分離令を命じた。慶応四年三月十七日に諸国の神仏習合した神社を支配したり附属していた別当や社僧に還俗を命じ、三月二十八日には仏像を神体にしての神社の仏像の除去や梵鐘などの仏具や仏教の什物(じゅうもつ)の排除を命じた。四月二十四日には八幡大菩薩の称号を禁止させた。さらに閏四月四日には還俗した別当・社僧は神主・社人の名称に変えて神道に転ずるよう命じた。その当時まで続いていた別当・社僧支配の神社はもちろん、神仏習合した要素を神社から払拭させるのが維新政府のねらいであつた。(『近世の朝廷と宗教』P194. 高埜利彦. 2014. 吉川弘文館)

神仏分離—記紀神話の神々を尊ぶ

安丸氏は『神々の明治維新』の中で宗派として独自性の強い真宗が「本尊ハ弥陀如来ト申テ、乍恐皇国天祖ノ尊ト同体異名」とする言葉を記した例を挙げて、多くの宗派が国家の差し出す神々の体系に身をすりよせていったと書いています。そして、このような天皇家の先祖の神々が民衆の中に入り得たのは、神社の神主などの許状に吉田家や白川家が関与していたことも一つの要因になっていたようです。秀司が吉田神社から裁許状を得た時の添書の願書に国常立尊から天照大神(大日婁尊)まで天皇家の先祖の神名が書かれていて、それが現在の天理教の神名につながっていることなどは、それを示す例でしょう。

なりふり構わぬ白川家の新規市場開拓に、吉田家も危機感を強めた。このままでは、いずれ白川家に抜かれてしまう。新興のライバルの急成長に加え、考証主義と朝政復古の潮流渦巻く中、既得の権益を守ることすら覚束なくなった吉田家は、誇り高さ神職本所の衿持を捨てることを余儀なくされた。吉田家もまた、積極的に宮座など神社に関わる一般人や“神道者”ら下級宗教者までも、配下に取り込むべく活動を展開する。役人を各地に派遣して、入門を促すこともした。かくして、吉田・白川両家の配下獲得競争は止まるところを知らず、幕末まで展開してゆく。これによって、日本に存在する多くの神社関係者が、吉田家、さもなければ白川家という公家—天皇に仕える朝廷の構成員—と関係を持つことになったのだ。そして、このことが、日本の近代国家形成に意外な影響を与えることになってゆく。（『吉田神道の四百年』P198）

明治初年の神仏分離、廃仏毀釈、神道国教化政策をもって、一部の狂信家たちの無謀な試み→失敗と見ることはできない。一見そのように見える要素を含みながらも、じつは日本人の宗教生活の全体が、それを媒介にしてすっかり転換してしまったのである。／神仏分離や廃仏毀釈という言葉は、こうした転換をあらわすうえで、あまり適確な用語ではない。神仏分離といえ、すでに存在していた神々を仏から分離することのように聞こえるが、ここで分離され奉斎されるのは、記紀神話や延喜式神名帳によって権威づけられた特定の神々であって、神々一般ではない。廃仏毀釈といえ、廃滅の対象は仏のように聞こえるが、しかし、現実には廃滅の対象となったのは、国家によって権威づけられない神仏のすべてである。記紀神話や延喜式神名帳に記された神々に、歴代の天皇や南北朝の功臣などを加え、要するに、神話的にも歴史的にも皇統と国家の功臣とを神として祀り、村々の産土社をその底辺に配し、それ以外の多様な神仏とのあいだに国家の意思で絶対的な分割線をひいてしまうことが、そこで目ざされたことであつた。／神仏についての多様な信仰は、存続しつつけようとするかぎり、こうした分割をなんらかの意味でうけいれ、むしろすすんで内面化してゆかねばならなかった。明治四（1871）年の東本願寺の上奏文案に、《我宗ニ崇ムル所ノ本尊ハ弥陀如来ト申テ、乍恐皇国天祖ノ尊ト同体異名ニシテ、智慧ヨリ現レテハ天ノ御中至尊ト称シ奉リ、慈悲ヨリ現レテハ弥陀如来ト申シ候。》とあるのは、今日からいかに滑稽に見えるにしろ、決して例外的な諂諛（てんゆーこびへつらい）の言葉ではなかった。むしろ、のちにのべるように、真宗はその宗教としての独自性をもっともよく守り、真宗の存在こそが神道国教主義的な宗教政策を失敗させる根拠となったのだが、しかし、その真宗でさえ、国家のさしだす神々の体系にほとんど破廉恥に身をすりよせていったこともあつたのである。（『神々の明治維新』P6. 安丸良夫, 岩波書店, 1979）

維新後の赤沢文治－神職の資格を失う中で神名を確定する

明治4年5月、明治政府は「神官職員規則」を公布し、それまでの神職を解任し改めて任用することにしました。そして、教導職制度を設けてその資格を持つ者のみに布教の許可を与えました。

これにより文治は無資格になりました。しかし、教導職の資格も取りませんでした。教導職制度は天皇中心主義にもとづく国民道徳を国民に教化徹底するところにねらいがあり、文治は取次ぎのそれとは異質のものであることを鋭く感じとっていたからです。

このような姿勢は明治2年に村内の神事を村から移譲されそうになった時、それを忌避したことにも示されています。文治においては「慣習的信仰とは別の次元で人間救済の世界が構築」されてきたのであり、「村内の政治的側面と、自己の独自の信仰との間に一線を画し通した」のがこの村内神事移譲忌避の行動だったのです。

無資格者となった文治に明治6年2月、戸長川手堰は、せがれ萩雄をよびだして、「神の前をかたづけよ」と命じ、その布教をさしとめました。これを受けて文治は控えの間に引きこもり祈念の生活を続けていた3月15日、「天地金乃神、生神金光大神、一心二願、おかげは和賀心にあり」という書き付けを記し、神名を確定するとともに、信心の本質ともいべきものを、「書付」という形で表現しました。

明治四年以降の金光大神は終生無資格であった。もともと、維新时期になつての金光大神は、既述の如く氏神社の神官になることも、後に教導職に就くことも容易にできたが、それをいさぎよしとしなかった。

このように社会的、公的な権威と自己とを連結しない態度、換言すれば平人に徹する態度は、明治期になつて金光大神が終始貫いた態度である。明治六年八月の「金光大神は平人なりともひれい（威徳が輝く）」との神の言は、社会的権威にたよらなくても、世に神意を顕現する金光大神を、神が誇りとも喜びともした言葉と解される。（「維新时期における金光大神の信仰」P28. 瀬戸美喜雄. 『金光教学』16号. 1976）

さきに、神仏判然令を発して、仏教との分離をはかった明治政府は、神官の世襲、叙爵など、旧来の因習をあらため、神社制度を確立するために、明治四年五月十四日、「神官職員規則」を公布し、これまでの神職を一応解任したうえで、あらためて任用することとした。したがって、教祖も、神職としての資格を失い、翌年十一月二十六日、「神勤ヲ廢官セラル」との小田県の達しにより、ふたたび従前の無資格の身にもどつたのである。政府は、教導職制度を設け、教導職の資格をもつ者のみ布教を公認したが、これは、ひとつには天皇中心主義にもとづく国民道徳を国民に教化徹底するところにねらいがあった。教祖が、もし布教資格をうしなわないことを第一に考えるならば、その資格をえる可能性はあつたし、現にそのことを進言する者もあつたのである。にもかかわらず、教祖はあえて、その道をとらなかつた。神官としてのはたらきや教導職のあり方が、教祖の取次ぎのそれとは異質のものであることを鋭く感じとっていたものであろう。（『概説金光教』P160. 金光教本部教庁. 1972）

《神前片付けと神名の確定》

あたかもその翌日（※明治6年2月18日）、戸長川手堰は、せがれ萩雄をよびだして、「神の前をかたづけよ」と命じ、その布教をさしとめた。教祖はこれにしたがい、神前をかたづけて広前から身をひいたが、これはまことに容易ならないことであって、さすがにそのときの広前の光景を「荒れの亡所に相成り候」と『金光大神覚』はしるしている。神は「力を落とさずに休息せよ」と、あたたかくこれを支え、教祖はこのさとしのままに、神の間のふすまをたてきってひきこもり、控えの間でひとりしずかに祈念の生活をおくるのであった。翌三月十三日、神は「金光生まれかわり、十年ぶりに風呂へ入れよ」と、さる元治元年六月十日にさしとめた湯・行水の禁を解いた。教祖はこれを新生の湯浴みとし、みずから「酉の年一才」とした。さらにその十五日、神は「天地金乃神、生神金光大神、一心二願、おかげは和賀心にあり」という書き付けをせよと命じ、神名を確定するとともに、信心の本質ともいべきものを、このような形式をもって明らかにしたのである。（『概説金光教』P161）

《村内神事の移譲を断る一慣習的信仰と自己の独自の信仰に一線を画す》

金光大神が従来寂光院の所管であった氏神社（賀茂八幡宮）、荒神七社、山神宮、早馬宮、地神宮等の神事を譲渡されることになったのも、ちょうど時を同じくして明治二年七月のことである。金光大神が氏神社その他の神事を委譲された事情は以下の如く推測される。寂光院では、当時別当僧から還俗させた三宅善太をして氏神社等の神事に当たらせることにしていたが、明治二年五月には、三宅の持病たる癩症の回復の見込みがないことを理由に、近村の神田豊に社頭を譲渡したき旨、藩政所へ願い出た。けれども、先年来、神田家を一方の当事者とする争論があったため、この件は許可にならなかった。折しも六月には、前述の如く藩政所より、村内神社の神体改めのため巡村するとの報に接し、時期的な切迫と、村内より神主を出すことが何かと好都合なところから、大谷村里正小野慎一郎は、急遽、神体改めの委員を命じられていた金光大神を、村内諸社の神事に当たらせるべく善後策を講じたものであろう。／ところが、それより二か月後の九月には、金光大神は早くも、氏神社の神事を隣村須恵村の神官原田弥九郎に譲ることとなった。金光大神が、神事執行についての藩政所の内諾があったにもかかわらず、二か月後にこれを他人に譲渡した事情は詳らかでない。／—中略—／この時期の金光大神の特異な動きは、氏神社神主となることを、むしろ忌避した点である。既述の如く、氏神社神主への就任は、藩政所の内諾もあり、村の為政者と村民の側からも村落共同体維持のために強く要請を受けており、自身にとっても家族にとっても村内での地位や職業の安定に資するはずのものであった。いわば村落共同体の営為の側からいえば、各面をあげての要証であった。にもかかわらず、金光大神はそれらと繋がることを敢て拒否した。祭典中心、共同祭祀という村落共同体意識の吐露にほかならぬ神事を行ない、ひいては村内統治の一翼に加担させられることは、金光大神の希求する信仰の内容からは、もはや受け容れられぬことであった。けだし、金光大神の手もとでは、この時期には、祝い事や村祭りの際の慣習的行事の廃止を打ち出し、祭典中心に代えて「理解」による一対一の対話的な教導方式を採るなど、慣習的信仰とは別の次元で人間救済の世界が構築されてきたためであった。かくて氏神社神事譲渡の一件に当たって、金光大神は村内の政治的側面と、自己の独自の信仰との間に一線を画し通したといえる。（「維新时期における金光大神の信仰」瀬戸美喜雄、『金光教学』16号.P5、P8.1976）

維新後のみきと秀司一天理教の場合 なぜ、明治7年まで「別条なく」すぎたのか？

天理教の場合も明治新政府になって吉田家から得ていた裁許状は意味のないものになってしまいます。それによって「天理王明神の提灯がでるから、一人もあばれにくるものはござりませなんだ」（『正文遺韻』P54）という状況が崩れることを心配した「先生方」は、吉田神祇管領に代わる許しを得ようと考えます。しかし教祖はそれを許しませんでした。

新しい教えを説くみきにとって、これは金光教の文治と同様当然のことでした。そのため文治の場合は明治6年に戸長から神前の物の撤去を命じられることになりました。

しかし、みきの場合は、新しい願いを許さなかったにもかかわらずお屋敷は明治7年秋迄は別条なく過ぎていきました。ところが明治7年秋を過ぎると教祖の御苦勞が始まります。なぜ明治7年までは「別条なく」過ぎていったのでしょうか。そして明治7年秋を区切りにして何が変わったのでしょうか。

ここで、許状取得に関する金光教と天理教の違いを確認しておきましょう。金光教の場合、白川家の許状取得は文治の意志で行われました。それに対して天理教の吉田家の許状取得は、「こかん名義」の場合は山伏が金を得るために行い、「秀司名義」の場合は秀司の意志で行われました。どちらの場合もみきは傍観者的な位置にあります。

金光教では、維新によって無効になった後、文治は無資格の立場を貫き、「書付」という新しい信仰の形を生み出しました。では、天理教はどうなったのでしょうか。

天理教の場合、秀司名義の許状を取得した段階で、「中山家の屋敷」の中に、秀司が代表になる吉田家認可の神道と中山みきの天保9年に立教した教えとが併存することになりました。そして、維新で吉田家が「枯れ」てしまったのち、秀司は新政府の神道国教化政策にすりよっていきます。ここにおいて秀司とみきの信仰姿勢の違いは明確になり、両者のすさまじい闘いが始まります。その記録が、明治2年に始まり15年までみきの筆によって記された「おふでさき」です。

天理王明神廢

それから、神様の仰せられた通り、もんくがかはつて、王政復古、明治維新となつたので、神道の管領も廢せられ、随つて、先年下されました天理王明神の許も、無効に成ってしまひました。それから、取次の先生方は、改めて天理王明神の願に出ようと、相談致しました所が、神様は御許し被下ません。

『願に行くなら、いつて見よ。いきつかぬうちに、いきがつきるで。そんなこと、願にでるやないで』

と仰せられましたものですから、そんなに、いきのないやうになるほど、神様の御心にかなはぬ事なら、やめにしようといふて、誰も願に出ませず、そのまゝにいたして、どこのゆるしもなく、以前の様にして、通つて居りまして、何の障りもなく、だん／＼と信心する人はふえる斗りでござりまして、明治七年秋迄は、別条なくお通りに成りましたが、明治七年秋、山村御殿へ御越し被遊ましてから後は、明治八年を始めとして、十九年、御教祖様八十九歳の御春まで、警察署及監獄署へ御苦勞被下ました事が十八度、実に御苦勞被下ました道すがらでござります。（『正文遺韻』P56. 諸井政一. 1937. 山名大教会）

「王政復古一神武創業」に素早く対応する秀司

『辰年大寶恵』にある「中臣祓詞」は、慶応3年に授与されたものではなく、明治維新に対応したものである
《「皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始テ天下四方ノ国ニハ」を書き加えた》

中山家には『辰年大寶恵』と表紙に書かれた慶応4(1867.辰年)年の6月から12月までの賽銭の上がりを書きとめた帳面が残されています。その中に「中臣祓詞(なかとみのはらいことば)」という人々がその折々の必要に応じて祓・禊の行事を執り行う時に唱読された文書が付いています。

「『辰年大寶恵』について」を書かれた上野利夫氏は、『辰年大寶恵』にある「中臣祓詞」について、他の「中臣祓詞」と詳細な比較をしています。『辰年大寶恵』にあるものをAとし、他のB～Eと較べたところ、「C、あるいはEにより近く、BはDによく似ている」という結論を記しています。Bとは、慶応3年に秀司が裁許状を得たときに伝授されたもの、Dは吉田神道に伝統的に伝わるもので、秀司が伝授されたものは伝統的なものだということが分かります。また、Bはト部良義という人によるもので、この人は明治2年の日付のある別の「中臣祓詞」もあり、それと同じものがCになっています。つまり、ト部良義という人は明治維新をはさんで2種の「中臣祓詞」を書き、秀司もまた、慶応4(明治元)年に早くも慶応3年に伝授されたものではなく、明治維新バージョンとも言えそうなものに近いものを書いたということになります。「明治維新という神道を中心にすえた政変」に素早く対応していたわけです。AとBとの最も大きな違いは、「第九 警諭又軍敗治要」に「皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始テ天下四方ノ国ニハ」という言葉がAにはあり、Bにはない事です。これは、A、C、Eにはあり、B、Dにはないということでもあります。

A「辰年大寶恵」に中山秀司が書写した中臣祓詞。

B『復元』第三十二号に所収(475～478頁)の「中臣祓詞」。古田家から天輪王明神玉串納之事及び木綿手綴の懸用免許時に伝授されたもの。ト部良義とある。

C『中臣祓詞／三種祓詞／身曾貴祓詞』という表題の木版本の中臣祓詞。「明治二年五月一日／正三位侍従ト部良義」と記された『中臣祓詞』と全く同じ。

D吉田神道を大成させた吉田兼俱の自筆本といわれ、根本伝書の一の『中臣祓』。

E表題はないが、大祓詞(巻物)で、天理図書館吉田文庫では、「太祓祝詞」と題名を付しているもの。

「神武創業」に対応する秀司

Aの当「辰年大寶恵」の「中臣祓詞」は、慶応三年七月に吉田家から授与されたBの「中臣祓詞」とは、かなり異なっていて、C、あるいはEにより近く、BはDによく似ているといえる。（『辰年大寶恵』についてP277）

ここで俯におちないのは、Bを授与した卜部良義が、Cと同じ内容のものを明治二年五月一日の日付で、中臣祓詞を書写していることである。このことは、明治維新という神道を中心にした政変と無関係ではなかったと察するが、明らかでない。
（『辰年大寶恵』についてP280）

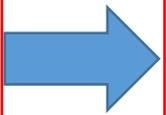
ここから後の「中山家の屋敷」の状況は「おふでさき」に記されていくこととなります。それは天理教研究の根幹をなすものであり、「白川家と吉田家の許状」というテーマを越えてしまいます。とりあえず、今回はここで終了です。

（『辰年大寶恵』についてP274 上野利夫『教祖とその時代』1991）

〈第九 譬諭又軍敗治要〉

A 如此所聞食^テハ皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始^テ天下四方國ニハ罪ト云フ罪^⑤
 B 如此所聞食^テ天波 罪止云^⑥
 C 如此所聞食^テ波皇御孫之命乃朝廷乎始^テ天下四方國尔波罪止云布罪^⑦
 D 如此所聞食^テ天波 罪止云^⑧
 E 如此所聞食^豆波皇御孫之命乃朝廷乎始^豆天下四方國尔波罪止云^罪

A 如此所聞食^テハ皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始^テ天下四方國ニハ罪ト云フ罪^⑤
 B 如此所聞食^テ天波 罪止云^⑥
 C 如此所聞食^テ波皇御孫之命乃朝廷乎始^テ天下四方國尔波罪止云布罪^⑦
 D 如此所聞食^テ天波 罪止云^⑧
 E 如此所聞食^豆波皇御孫之命乃朝廷乎始^豆天下四方國尔波罪止云^罪



EDCB

ノ如久朝ノ御霧夕ノ御霧ヲ朝風夕風ノ吹掃事ノ如久大津邊ニ居大船ヲ舳解放^①
 乃如久朝ノ御霧夕乃御霧於朝風夕風乃吹掃事乃如久大津邊仁居留大船乃舳綱解放^②
 之如久朝ノ御霧夕之御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久大津邊仁居留大船乎舳綱解放^③
 乃如久朝乃御霧夕乃御霧於朝風夕風乃吹掃事乃如久大津邊仁居留大船乃舳綱解放^④
 之如久朝之御霧夕之御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久大津邊仁居留大船乎舳綱解放^⑤

久彼方ノ繁木ガ本ヲ燒鎌ノ敏鎌ヲ以テ打掃事ノ如久
 久彼方屋繁木加本乎燒鎌乃敏鎌於以豆打掃事乃如久
 久彼方之繁木 本乎燒鎌乃敏鎌 以氏打掃事之如久
 久彼方屋繁木加本乎燒鎌乃敏鎌乎以豆打掃事乃如久
 久彼方之繁木 本乎燒鎌乃敏鎌 以豆打掃事之如久

※(D)打掃事乃の「掃」は『吉田叢書』第四編三八頁では「拂」と誤植カ。